

○ 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）

改正案

（相互会社について準用する非訟事件手続法の規定の読替え）
 第七条 法第六十六条の規定において相互会社について非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える非訟事件手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十六条 第一項	商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八条、第七十条ノ二第一項但書、第七十三 条第四項、第七十八 条、第二百四 条ノ四第一 項、第二百 二十条第 二項、第二 百三十七 条	保険業法（平成七年法律第百五号）第二十一条第一項ニ於テ準用スル商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八 条ノ規定、保 険業法第五 十一条第二 項ニ於テ 準用スル 商法第二 百

現行

（相互会社について準用する非訟事件手続法の規定の読替え）
 第七条 法第六十六条の規定において相互会社について非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える非訟事件手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十六条 第一項	商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八条、第七十条ノ二第一項但書、第七十三 条第四項、第七十八 条、第二百四 条ノ四第一 項、第二百 二十条第 二項、第二 百三十七 条	保険業法（平成七年法律第百五号）第二十一条第一項ニ於テ準用スル商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八 条ノ規定、保 険業法第五 十一条第二 項ニ於テ 準用スル 商法第二 百

<p>条ノ三第三項、第二百四十六條第二項、第二百五十八條第二項、第二百六十三條第四項、第二百八十年ノ八第三項、第二百八十年ノ十八第二項及ビ第二百八十二年第三項、其準用規定、同法第五百三十三條第二項、第七十三條第一項、第二百三十七條ノ二、第二百六十八條ノ四第四項、第二百八十條ノ八第一項、第二百九十一條第二項、第二百九十三條ノ八第一項及ビ第二百九十四條、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第八條第一項但書、第十二條ノ二第一項、第二十八條ノ二第一項</p>	<p>七十一條ニ於テ準用スル同法第七十條ノ二第一項但書ノ規定、保險業法第二十三條第四項（同法第七十七條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又八第六十條第四項ニ於テ準用スル商法第七十八條ノ規定、保險業法第三十九條第二項、第四十六條第二項又八第五十條第二項（之等ノ規定ヲ同法第八十三條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル商法第二百三十七條第二項ノ規定、保險業法第四十一條又八第四十九條ニ於テ準用スル商法第二百四十六</p>
--	--

<p>条ノ三第三項、第二百四十六條第二項、第二百五十八條第二項、第二百六十三條第四項、第二百八十年ノ八第三項、第二百八十年ノ十八第二項及ビ第二百八十二年第三項、其準用規定、同法第五百三十三條第二項、第七十三條第一項、第二百三十七條ノ二、第二百六十八條ノ四第四項、第二百八十條ノ八第一項、第二百九十一條第二項、第二百九十三條ノ八第一項及ビ第二百九十四條、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第八條第一項但書、第十二條ノ二第一項、第二十八條ノ二第一項</p>	<p>七十一條ニ於テ準用スル同法第七十條ノ二第一項但書ノ規定、保險業法第二十三條第四項（同法第七十七條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又八第六十條第四項ニ於テ準用スル商法第七十八條ノ規定、保險業法第三十九條第二項、第四十六條第二項又八第五十條第二項（之等ノ規定ヲ同法第八十三條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル商法第二百三十七條第二項ノ規定、保險業法第四十一條又八第四十九條ニ於テ準用スル商法第二百四十六</p>
--	--

、第四十四条ノ三、第四十五条及び第五十二条ノ三第一項並ニ株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第三十二条第七項

条第二項ノ規定、保険業法第五十一条第二項若八第五十三条第二項ニ於テ準用スル商法第二百五十八条第二項又八保険業法第五十一条第二項ニ於テ準用スル商法第二百五十一条第二項ニ於テ準用スル商法第二百六十一条第三項ニ於テ準用スル同法第二百五十八条第二項ノ規定、保険業法第六十二条第八項ニ於テ準用ス

、第四十四条ノ三、第四十五条及び第五十二条ノ三第一項並ニ株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第三十二条第七項

条第二項ノ規定、保険業法第五十一条第二項若八第五十三条第二項ニ於テ準用スル商法第二百五十八条第二項又八保険業法第五十一条第二項ニ於テ準用スル商法第二百六十一条第三項ニ於テ準用スル同法第二百五十八条第二項ノ規定、保険業法第六十二条第八項ニ於テ準用ス

ル商法第二百八十二
条第三項又八保險業
法第六條第八項ニ
於テ準用スル商法第
四百二十條第四項ニ
於テ準用スル同法第
二百八十二條第三項
ノ規定、保險業法第
二十六條第四項ニ於
テ準用スル商法第百
八十一條第一項ノ規
定、保險業法第四十
條第一項及ビ第四十
七條第一項、同法第
四十條第二項又八第
四十七條第二項ニ於
テ準用スル商法第二
百三十七條ノ二第二
項及ビ第三項並ニ保
險業法第八十三條
第一項ニ於テ準用ス
ル商法第二百三十七
條ノ二第三項ノ規定

ル商法第二百八十二
条第三項又八保險業
法第六條第八項ニ
於テ準用スル商法第
四百二十條第四項ニ
於テ準用スル同法第
二百八十二條第三項
ノ規定、保險業法第
二十六條第四項ニ於
テ準用スル商法第百
八十一條第一項ノ規
定、保險業法第四十
條第一項及ビ第四十
七條第一項、同法第
四十條第二項又八第
四十七條第二項ニ於
テ準用スル商法第二
百三十七條ノ二第二
項及ビ第三項並ニ保
險業法第八十三條
第一項ニ於テ準用ス
ル商法第二百三十七
條ノ二第三項ノ規定

、保険業法第五十一
条第二項又八第六
条第八項ニ於テ準用
スル商法第二百六十
条ノ四第四項、保険
業法第五十九条第一
項ニ於テ準用スル株
式会社ノ監査等に関
する商法の特例に関
する法律（昭和四十
九年法律第二十二号
以下商法特例法ト称
ス）第十八条の第三
二項ニ於テ準用スル
商法第二百六十条ノ
四第四項又八保険業
法第八十三条第一
項ニ於テ準用スル商
法第四百三十条第二
項ニ於テ準用スル同
法第二百六十条ノ四
第四項ノ規定並ニ保
険業法第五十九条第

、保険業法第五十一
条第二項又八第六
条第八項ニ於テ準用
スル商法第二百六十
条ノ四第四項、保険
業法第五十九条第一
項ニ於テ準用スル株
式会社ノ監査等に関
する商法の特例に関
する法律（昭和四十
九年法律第二十二号
以下商法特例法ト称
ス）第十八条の第三
二項ニ於テ準用スル
商法第二百六十条ノ
四第四項又八保険業
法第八十三条第一
項ニ於テ準用スル商
法第四百三十条第二
項ニ於テ準用スル同
法第二百六十条ノ四
第四項ノ規定並ニ保
険業法第五十九条第

<p>第三百三十五条 ノ二十一</p>	<p>商法第三百七十六条第 三項（同法第二百八十 九条第三項、第三百七 十四条ノ四第二項、第</p>	<p>保険業法第八十七条 第二項ニ於テ準用ス ル同法第七十条第五 項ニ於テ準用スル商</p>	<p>(略)</p>	<p>商法第七十八条（同 法第二百十一条第三項 、第二百八十條ノ十四 第一項及ヒ第三百四十 一条ノ十六第三項ニ於 テ準用スル場合ヲ含ム ）</p>	<p>保險業法第二十三条 第四項（同法第七十 七条第三項ニ於テ準 用スル場合ヲ含ム） 又八第六十条第四項 ニ於テ準用スル商法 第七十八条</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>一 項ニ於テ準用スル 商法第二百九十四条 ノ規定</p>
-------------------------	--	--	------------	---	--	------------	------------	------------	---

<p>第三百三十五条 ノ二十一</p>	<p>商法第三百七十六条第 三項（同法第三百七十 四条ノ四第二項、第三 百七十四条ノ二十第二</p>	<p>保險業法第八十七条 第二項ニ於テ準用ス ル同法第七十条第五 項ニ於テ準用スル商</p>	<p>(略)</p>	<p>商法第七十八条（同 法第二百八十條ノ十四 第一項及ヒ第三百四十 一条ノ十六第三項ニ於 テ準用スル場合ヲ含ム ）</p>	<p>保險業法第二十三条 第四項（同法第七十 七条第三項ニ於テ準 用スル場合ヲ含ム） 又八第六十条第四項 ニ於テ準用スル商法 第七十八条</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>一 項ニ於テ準用スル 商法第二百九十四条 ノ規定</p>
-------------------------	--	--	------------	--	--	------------	------------	------------	---

法の規定	読み替える商	読み替えられる字句	読み替える字句
	<p>(相互会社の清算人等について準用する商法の規定の読替え) 第十八条 (略)</p> <p>2 法第八十三條第一項の規定において相互会社の清算人について商法第四百三十條第二項の規定を準用する場合における同項において準用する同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	<p>三百七十四條ノ第二十項及ビ第四百十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)</p> <p>法第三百七十六條第三項又八保險業法第一百七十三條第一項ニ於テ準用スル商法第四百十六條第二項ニ於テ準用スル同法第三百七十六條第三項</p>

法の規定	読み替える商	読み替えられる字句	読み替える字句
	<p>(相互会社の清算人等について準用する商法の規定の読替え) 第十八条 (略)</p> <p>2 法第八十三條第一項の規定において相互会社の清算人について商法第四百三十條第二項の規定を準用する場合における同項において準用する同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	<p>項及ビ第四百十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)</p> <p>法第三百七十六條第三項又八保險業法第一百七十三條第一項ニ於テ準用スル商法第四百十六條第二項ニ於テ準用スル同法第三百七十六條第三項</p>

(略)	(略)	第二百六十六 条第六項	総株主ノ議決権	社員総数（総代会ヲ 設ケタル場合ニ於テ ハ総代ノ総数）	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	第二百六十六 条第六項	発行済株式ノ総数	社員総数（総代会ヲ 設ケタル場合ニ於テ ハ総代ノ総数）	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)